参考資料

携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会（第４回）議事要旨

１．日　時
　平成25年12月17日（火）16時00分～18時00分

２．場　所
　総務省10階　共用会議室２

３．出席者（敬称略）：
（１）構成員：五十嵐 敦、内田 義昭、大橋 功、小舘 亮之（座長代理）、寺家 克昌（代理：佐藤 美由紀）、関和 智弘、徳廣 清志（代理：山崎 正勝）、中村 光、西山 彰（代理：福原 保）、森合 正典（代理：皆川 誠司）、八重樫 孝治、山内 弘隆（座長）、山崎 亮

（２）総務省：富永 昌彦（電波部長）、布施田 英生（移動通信課長）、香月 健太郎（移動通信課推進官）

（３）事務局：総合通信基盤局電波部移動通信課

４．配布資料
　資料４－１　藤井構成員提出資料
　資料４－２　島根県提出資料
　資料４－３　携帯電話の基地局整備の在り方について
　参考資料　　携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会（第３回）議事要旨

５．議事要旨
（１）前回（第３回）の議事概要について
　参考資料に基づき、事務局から説明が行われた。

（２）議事
　①　携帯電話の基地局整備の在り方について
　資料４－１及び資料４－３に基づき事務局から、資料４－２に基づき島根県から説明が行われた後、意見交換が行われた。

（五十嵐構成員）
　資料４－３の４ページの（注）に、実態として不感でないメッシュが2,901メッシュと記載されているが、実際調査を行った結果、平成25年３月時点と異なったということか。

（総務省）

平成 25 年 11 月に自治体に実態について照会し、自治体から実際に携帯電話が使える地域との回答があったメッシュ数である。

（五十嵐構成員）

今後もこのような誤差は出てくるのか。

（山内座長）

そのようなことも含め、データの共有化やデータベース化等を行うという話になるのだと思う。資料４－３の 12 ページ以降の論点整理の中で、その話も含めて方向性を示すことになる。

（寺家構成員（佐藤代理））

資料４－３の 18 ページの「整備費用の低廉化等の手法」にフェムトセルが記載されているが、フェムトセルも携帯電話基地局と考えるのか。

（総務省）

フェムトセルは屋内用であるため、非常に狭い範囲と認識しているが、基地局と整理し、「整備費用の低廉化等の手法」に記載したものである。

（寺家構成員（佐藤代理））

フェムトセルは屋内用とのことで、設置した場合、その地域の不感が解消されたことになるのか。

（総務省）

通常の基地局を整備できない地域における一つの手段として、フェムトセル設置により屋内で携帯電話が使用可能になるという位置付けである。

（西山構成員（福原代理））

資料４－３の 16 ページにユニバーサルサービス制度の適用の考え方が示されており、「加入電話と比べると携帯電話の料金が高いこと」は理解できるが、「利用できない地域が残っていることや、利用実態についても世代間、地域間でばらつきがみられること等から、携帯電話はユニバーサルサービスとはされていない。」の記載については、事実なのか。または、本研究会においての考え方なのか。

（総務省）

記載内容は、過去に情報通信審議会において議論されたものである。

（西山構成員（福原代理））

携帯電話が利用できない地域が残っていることがユニバーサルサービス制度の適用にならない理由は、本末転倒の議論ではないか。世代間や地域間でばらつきが見られることは、以前は若い人が中心に使っていたかもしれないが、現在では高齢者の見守り等で携帯電話を利用することもあるし、利用できない地域をなくすためにユニバーサルサービス制度の適用を提案しているのに、利用できない地域があることがユニバーサルサービス制度の適用にならない理由とは理解しがたい。

（総務省）

過去の情報通信審議会において携帯電話の議論があり、この三つの考え方によりユ

ニバーサルサービス制度を適用しないとまとめられたところである。しかし、時代とともに状況が変化しているため、今後、必要に応じてユニバーサルサービス制度の検討が行われ、その時、改めて状況を踏まえるものと理解している。

（森合構成員（皆川代理））

整備が進まないからユニバーサルサービス制度を適用して整備すべきというのが地方自治体の意見である。行政の考え方として、全てに対し手厚い対応をすることは問題であると理解するが、現に必要としている人がいるのにもかかわらず、お金がないからという理由だけで、切り捨てるのは問題ではないか。本当に必要としている人をできるだけ拾い上げていかなくてはならないのではないか。その手段として行政もお金がないのでユニバーサルサービス制度を適用し、国民全体で広く薄く負担をしていく方法が良いと考える。

また、ユニバーサルサービス制度の議論を情報通信審議会だけに任せるのではなく、せっかく本研究会の中で議論していることから、本研究会の意見を情報通信審議会へ提出しても良いのではないか。

（山内座長）

本研究会はユニバーサルサービス制度の適用を決定する場ではないが、本研究会の報告書の中で、意見として載せることは有り得るものと考える。

（西山構成員（福原代理））

ユニバーサルサービス制度について、本研究会の意見として報告書に記載する場合、情報通信審議会で議論された時期等の事実関係を記載した方が良いと考える。

（山崎構成員）

不感地域の整備は、都市及び地方計画との連動性を考えて検討する必要がある。どの市町村も末端までインフラを広げていこうとは考えていないと思うので、携帯電話だけは広げていこうとすると、みんなが苦労する結末になる可能性がある。「必要か」と問われれば、皆「必要だ」と答えるので、態度変容までを含めた施策の中で考えなければいけない。交通計画では、デマンドサイドマネジメントという方法を取って、その地域住民が本当に必要としているのかどうか、態度が変わらないかどうか、地道に調べる方法を採っている。

（西山構成員（福原代理））

島根県においては、平成 25 年度整備要望地域 14 地区のうち、実際に整備された地区は 1 地区に留まった。地元住民が本当に必要としており、市町村も地元住民と話合いの上進めている。市町村の中には、事業者負担分の費用を負担しても良いと言うところもある。島根県としても市町村が整備を希望している場合には、支援していく考えである。

また、携帯電話の整備を必要としている集落は 10 世帯未満のところもあるが、今後 10 年程度は消滅しない集落が幾つもあり、現実に必要としている集落が整備されていない実態がある。

（総務省）
本研究会においてこれまで頂いた御意見を踏まえ、資料４－３の17ページに具体策をまとめたので、御議論いただきたい。官、民・事業者の情報を共有するべきではないかということで、国が地域の状況を集められるような仕組みづくりを行う、地方自治体には、どこが不感地域なのか、他分野の各種計画の状況や自治体内で連携できそうな制度があるのか等を把握し情報提供いただく、事業者には、当該不感地域の基地局整備における費用等を把握し提供いただく。地方自治体と事業者の間の基地局整備以外の協力関係は、様々なことが考えられるので、両者でよく話し合いを行うことが重要と考える。こうした情報共有は、すぐに不感地域問題を解決するものではないが、ある程度先が見えてくるものと考える。
（内田構成員）
そうした情報共有は良いし必要だと考えるが、できていないのが現状。
資料４－３の４ページでエリア外メッシュが約 5,000 とあり、例えば１メッシュ１局約1000万円として500億円の整備費用がかかることになるが、事業者任せになると我々も悩んでしまう。これを地方自治体とそれぞれ話し合いながら行う場合、エリア外集落数約 2,600 を３年間で進めるとなると、１日３集落の方と話し合いを行わないといけない計算になり、現実的ではない。数値目標を含む計画は非常に悩ましい。
（寺家構成員（佐藤代理））
資料４－３の17ページ以降の具体策案について、仮にこの案で報告書がまとまった場合、来年度予算には反映できないものと思うが、具体的に開始時期などの計画は立てるものか。また、この具体策がどのように使われることになるのか。
（総務省）
この補助事業は平成一桁台から続いており、政府の様々な評価会や外部有識者の御意見を聴く機会の中で、いつまでこの事業を続けるのかとの御意見が非常に多くあり、一つはそれについて皆様方に御議論いただき、方向性を示していただきたい。
また、対象となる集落が非常に小さくなってきており、整備が進まなくなっている中で、より効率的に進めていく方法はないかということについても御議論いただきたい。その結果である具体策等については、関係者の日々の業務の中で、各自治体からの相談等にお示しできるものと考える。
（西山構成員（福原））
具体策の提案だが、一定期間、例えば２年間、補助率を４分の３とし、集中して整備促進を図る方法が良いのではないか。
（森合構成員（皆川代理））
いつまでこの制度を続けるのかということについては、一定期間でエリア外を全て整備するのは現実的に難しいため、継続していく形が良いのではないか。
また、不感地域の整備を効果的に進める方策については、データベースの共有

は有効な手段であり、そのデータベースの項目に市町村の各種計画との整合性の項目を入れることにより無駄が省けると思う。

なお、基地局を整備した後に集落が消滅しては困るので、集落が10年くらい継続するかどうかの指標を設ける必要があるだろう。

（山崎構成員）

広域の防災計画や集落の計画は、各基礎的自治体において末端集落と基幹集落等の幾つかに分類され策定されている。末端集落から順に人口が減少している状態が多いが、ごく稀に末端集落のハブとなる基幹集落の方から先に弱っていく場合もある。そのような集落が不感地域である場合には、むしろ積極的にエリア内にする政策が必要だと考える。

さらに、地域が元気になっていくためには、LTE等の高速通信も必要な時代となっている。特に、基幹集落や地方中小都市の周辺集落では、他の施策との兼ね合いで高速化を図った方が良い場合があると思う。

（小舘座長代理）

都市計画について言えば、資料４－３の17ページで防災・医療・観光などの分野におけるアプリケーションによって確保できないかという記載があるが、今後、道路やトンネル等のメンテナンスを行っていく中で、ITを使ってのセンシングが当然行われると思うので、居住者だけが携帯電話を使用するということではない。今後３年程度の話ではないかもしれないが、長期的な視点ではそういう点についても考慮する必要があると考える。

また、本研究会のアドホック会合において、登録検査等事業者制度における判定員の要件緩和について議論したところだが、携帯電話ネットワークの維持管理コストとの関連があると思うので、本研究会の成果にどのように反映していくのか検討が必要と考える。

（総務省）

アドホック会合において御検討いただいた登録検査等事業者制度における判定員の要件緩和と携帯電話基地局整備の関連については、事業者の協力を得ながら効果を検証できればと考えている。

（五十嵐構成員）

ただちにエリア外の地域全てを整備することは困難なので、整備を進める地域の優先順位付けの仕組みづくりが重要だと考える。

（八重樫構成員）

先般、NTTドコモ東北支社に資料４－３にも記載のブースターによる中継基地局整備のお願いに行った。東北支社からはブースターの対応はしていないとのお話を頂いたが、本当に対応できないものなのか。

（徳廣構成員（山崎代理））

東北支社がどのような整理でそのように判断したのか確認しないと分からないが、本研究会で御説明したブースターの適用については、あくまでもエリアの拡

張であり、ブースターの設置場所等について調査・検討を行いトータルで判断する必要がある。状況を確認させていただき御連絡する。

（五十嵐構成員）

本研究会に参加している自治体は、大変熱心に御検討されているが、他の自治体との温度差はあるものなのか。

（西山構成員（福原代理））

近隣の県においては、事業者と検討を重ねたが、整備に向けた合意に至らないので諦めているという話を聞いたことがある。しかし、本県では市町村からの要望が強いので、今後も諦めず支援を進めていきたいと考えている。

（五十嵐構成員）

事業者は採算性等ビジネスの部分があるので整備が難しい面があると思うが、自治体は自治体同士での協力や情報共有等をする方が良いと考える。ある県は熱心だが、別の県は無関心ということでは、バランスを取っていくのが難しいかと思う。

（森合構成員（皆川代理））

全国の都道府県の情報担当課長で情報管理主管課長会を設けて、毎年、春と秋に会議を開催している。その中で携帯電話の不感地帯の早期解消についての要望を総務省に対し行っている。その要望内容は二つあり、一つは条件不利地域における携帯電話不感地帯の早期解消の要望、もう一つは鉄道トンネル内や緊急輸送道路における携帯電話不感地帯の早期解消の要望である。具体的には、ユニバーサルサービス制度の適用の検討や民間電気通信事業者の負担軽減を要望している。

本研究会に参加の島根県、福島県、新潟県、岩泉町は、全国の都道府県や市町村の意見を代弁しているという気持ちを持っている。決して自治体間の温度差はないと思っている。

（小舘座長代理）

資料４－３の18ページの具体策「整備費用の低廉化等の手法」の中で、衛星携帯電話で機能を代替する内容の記載があるが、具体的にはどのような使い方が有り得るのか。

（総務省）

例えば、携帯電話の基地局整備が困難な地域において、自治体の負担で災害時の連絡手段として当該地域住民に衛星携帯電話を持ってもらうことが考えられる。

② その他

事務局から次回会合の日程について、平成２６年２月４日火曜日１４時から開催する旨、周知された。

以上